

6 設計図書の作成要領

1. 設計図の作成要領

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
開発区域位置図	1/50,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 開発区域（朱書き） 3. 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 4. 開発区域内において排水される雨水、汚水の流末、河川の系路 5. 用途地域及びその他の規制区域等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形図に表示のこと。 ・規制区域等は開発区域及びその周辺について図示のこと。
開発区域区域図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 開発区域の境界（朱書き） 3. 土地の形状 4. 県界及び市町界と名称 5. 市町の区域内の町又は字の境界と名称 6. 都市計画区域界と名称 7. 区域外道路の状況及び排水経路 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・現況図にまとめて図示してもよい。
現況図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 開発区域の境界（朱書き） 3. 地形（等高線は2mの標高差を示すもの） 4. 開発区域内及びその周辺の公共・公益的施設の位置及び形状 5. 既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 6. 土地の地番 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・公道(茶)、水路(青)で着色すること。
土地利用計画図	1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 開発区域の境界 3. 区域外道路の性格（例：町道△△線、建築基準法第42条第2項道路等）、幅員（建築基準法第42条第2項道路の場合、道路中心線及び後退線） 4. 公共・公益的施設の位置、形状及び面積等 5. 予定建築物の敷地の形状及び面積 6. 敷地に係る予定建築物の用途、規模及び構造（例：木造2階建賃貸住宅 1階○○㎡・2階○○㎡、鉄骨造平家建店舗（うどん店）○○㎡等） 7. 排水施設の位置、形状及び水の流れるの方向 8. 給水施設（自己の居住用を除く。） 9. 樹木又は樹木の集団の位置及び形状 10. 緩衝帯の位置及び形状 11. 工区分けする場合は工区界 12. 消防水利施設の名称、位置及び形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・この図面は開発登録簿の図面として、一般の閲覧に供されるので、明確に表示すること。 ・着色しないこと。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
土地利用計画図 (つづき)	1/1,000 以上	13. 隣接地の地番・地目 14. 隣接地との地盤の高低差	
開発区域の求積 図		1. 方位 2. 開発区域の全面積、各敷地(画地)の面積 3. 道路、水路、公園、広場等の公共・公益 的施設を区別した空地の面積	
造成計画平面図	1/1,000 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界 3. 切土または盛土の色別 4. がけ、擁壁の位置、形状及び記号 5. 道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 6. 道路の中心線とその測点および計画高 7. 敷地の形状及び計画高 8. 街区の長辺及び短辺の長さ 9. 公園、緑地その他公共用の空地及び公益 的施設の位置、形状、規模及び名称 10. 工区分けする場合は工区界 11. 地形(現況線) 12. 縦横断面線(位置及び記号) 13. ベンチマークの位置と高さ 14. 消防水利施設の名称、位置及び形状 15. 隣接地との地盤の高低差 16. 凡例	<ul style="list-style-type: none"> ・現況線は細線で記すこと。 (等高線は2mの標高差を示すこと。) ・切土部は黄色、盛土部は赤色の各々淡色で色別すること。 ・縦横断面線は、最低10mから20m程度(断面変化地点は必ず)に1箇所設定すること。
造成計画断面図	1/1,000 以上	1. 縦横断面線の記号 2. 区域境界位置 3. 基準線(D. L.) 4. 現地盤面と計画地盤面 5. 切土、盛土の色別 6. 計画地盤高 7. がけ、擁壁、道路の位置、形状及び記号 8. ボックスカルバート、盲暗渠、その他構 造物の位置、形状及び記号 9. 土羽の位置、形状及び勾配 10. 盛土の場合の土質	<ul style="list-style-type: none"> ・現況線は細く、計画線を太く表示のこと。 ・切土部は黄色、盛土部は赤色の各々淡色で色別すること。 ・区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
排水施設計画 平面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 開発区域の境界 3. 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 4. 人孔の位置及び人孔間距離 5. 水の流れの方向 6. 吐口の位置 7. 放流先河川、水路の名称、位置及び形状 8. 排水施設の記号 9. 流量計算書との照合符号 10. 道路、公園その他の公共・公益的施設及び予定建築物の敷地等の計画高 11. 汚水処理場の位置及び形状 12. 凡例 	<p>・放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p>
給水施設計画 平面図 (自己の居住用を除く。)	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 開発区域の境界 3. 給水施設の位置、種類、形状、材料及び内のり寸法 4. 取水方法及び位置 5. 消火栓の位置及び種類 6. ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置及び形状 	<p>・取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p> <p>・排水計画平面図にまとめて図示してもよい。</p>
道路の 縦断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 測点 2. 勾配 (%) 3. 計画地盤面 4. 計画地盤高 5. 単距離及び追加距離 6. 基準線 (D. L.) 7. 道路記号 	<p>・区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p>

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
排水施設の縦断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 測点 2. 排水渠勾配及び管径 3. 管底高 4. 土被り 5. 人孔種類、位置及び記号 6. 人孔間距離 7. 基準線 (D. L.) 8. 排水施設記号 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画縦断面図にまとめて図示のこと。 ・基礎形式について明示すること。
がけの断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. がけの記号 2. がけの高さ及び勾配 3. 土質 (土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) 4. がけ面の保護の方法 5. 現地盤面 6. がけの前後の地盤面 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況線は細く、計画線は太く表示のこと。 ・切土部は黄色、盛土部は赤色の各々淡色で色別すること。
擁壁の断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 擁壁の記号 2. 擁壁の寸法及び勾配 3. 擁壁の材料の種類及び寸法 (配筋を含む。) 4. 裏込、胴込コンクリートの品質及び寸法 5. 透水層の位置及び寸法 6. 水抜穴の位置、材料及び内径寸法 7. 基礎構造の種類と寸法 8. 基礎地盤の土質 9. 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 10. 擁壁を設置する前後の地盤面 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ構造計算書を添付のこと。 ・大臣認定擁壁の場合は認定書(写)を添付のこと。 ・標準設計による場合には当該標準設計図集名及び擁壁番号等を記載のこと。
排水施設の構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水施設の記号 2. 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 3. 放流先河川、水路の名称、断面、水位 (低水位、高水位) 及び吐口の高さ 4. 宅内桝、道路集水桝、人孔の寸法及び構造 	
道路の構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の記号 2. 道路の幅員構成 3. 横断勾配 (%) 4. 路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 5. 道路側溝および埋設管等の位置、形状及び寸法 	

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
工作物の構造図	1/50 以上	1. 施設の名称及び記号 2. 施設の寸法・材料の詳細	・橋梁、終末処理施設、消防水利施設等
排水の流域図	1/1,000 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界（朱書き） 3. 集水系統ブロック別に色分け 4. 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5. 排水計算書との照合符号	・区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。